

平成 29 年 1 月 10 日

## 一般財団法人寄付お願い書

〒164-0013 東京都中野区弥生町 1-13-7  
柔道整復師センター2 階  
一般財団法人発起準備室  
Tel. 03-5371-2061  
Fax.03-5334-6518

担 当 者 赤城まち子  
呼び掛け人代表 本多 清二  
呼び掛け人 伊藤 義徳  
佐野 裕司  
滝口 修一  
今城 康夫  
伊佐野裕之  
小山 誠  
早津 泰治  
本多 諭  
順不同

### 1. はしがき

下記の『一般財団法人柔道整復師保険療養費審査等受託機構』設立趣意書でご案内申し上げますが、健康・長寿の社会づくりが今日以降、日本社会に強く求められ、その実現が急務であります。一方、情報産業が活況する中で医療情報の社会化の波は社会の各層に健康への関心を昂め、広がりをみせております。この現象が健康産業という市場となって現れ、拡大しています。人々はこの市場動向が私達の健康・長寿に適合する方向を目指しているものかどうか少なからず不安を抱いております。柔道整復師業務は健康産業にかかわる専門職の一つであります。この市場が健全なものとして機能する事が求められています。その方策の一つとして柔道整復師の社会環境を改善する事によって、調和のとれた医療社会が実現されるものと考えております。私達はその活動の推進母体として本財団法人を設立する事を決意しました。

そこで、下記の公共的事業を目的とする非営利財団法人(一般財団法人)を設立する為の設立準備室を設け、その設立を計画致しました。是非、多くの方々のご理解とご賛同をお願いするところであります。

### 2. 本財団法人の概要は下記の通りであります

- 1.名称 『一般財団法人柔道整復師保険療養費審査等受託機構』  
略称「受諾業務事業財団」
- 2.住所 東京都中野区弥生町 1-13-7 柔道整復師センター2 階
- 3.目的 柔道整復施術療養(徒手整復術)における施術力の伸長・その社会的普及を通じて健康社会の充実等の為の公共的事業を行うことを目的とする。
- 4.組織 1)財団の額 1,500 万円

## 2)評議委員会

### i)審議事項

- a.財団の基本事業の策定
- b.財団の資金の管理
- c.財団の額に対する 20%以上の借入の審査・承認
- d.理事・監事・執行役員その他の重要人事の選任・解任
- e.寄付行為の変更
- f.財団の解散に関する事項

### ii)構成員(評議員) 10名以上 15名以内

(評議員の選任は、有識者会議にて選任する)

- 但し、
- a.保険関係者 2名(保険者 OB)
  - b.柔道整復師 2名
  - c.医療関係者 3名(医師、歯科医師、PT、OT、医学業界から)
  - d.学識関係者 3名(患者含む)

### iii)任期 4年

## 3)理事会(決定機関)

### i)審議事項

- a.財団事業の策定
- b.財団の管理
- c.50万円以上の借入の審査
- d.その他評議委員会では定められた事項
- e.その他関連する事項

### ii)構成員(理事) 10名以上 15名以内

- 但し、
- a.保険関係者 3名
  - b.柔道整復師 3名
  - c.医療関係者 2名
  - d.学識関係者 2名

### iii)任期 2年

## 4)執行機関

- 代表理事 1名(理事の中から)
- 担当理事 若干名(理事の中から)
- 執行担当者 若干名(実務者、執行役員)

## 5)監事

2名

### i)任期 4年

## 6)職員 上記各事業を行なうために若干名の職員も置く。

5.事業年度 4月1日から翌年3月31日までとする。

- 6.事業
- 1)柔道整復施術料の保険療養費の調査・審査・支払等に関する業務の受託事業
  - 2)柔道整復施術料の調査・研究
  - 3)柔道整復施術料保険療養費及びそれに関連する事項についての調査・研究及び公的機関等への提言
  - 4)柔道整復施術料保険療養費についての受託業務に関し保険者との協議及び合意形成に関する事項
  - 5)柔道整復施術料保険療養費に関し、柔道整復師業界団体との意見交換・提言・助言

- 6)柔道整復施術料保険療養費に関する柔道整復師に対する指導・助言・教育活動
- 7)被保険者(患者)についての柔道整復師施術の受け方及び注意すべき事項の研究・啓蒙
- 8)柔道整復施術に関する患者相談ダイヤル事業
- 9)理事会で承認された事業
- 10)その他これに関連する事業

### 3. 上記一般財団法人設立の趣旨

別紙 『一般財団法人柔道整復師保険療養費審査等受託機構』 の設立趣意書参照。

### 4. 財団資金募集要項

- 1.財団法人登記申請日 平成 29 年 6 月 29 日(木)
- 2.財団法人設立総会日 平成 29 年 6 月 29 日(木)
- 3.財団法人設立日 平成 29 年 7 月 2 日(日)
- 4.財団第 1 回評議会・理事会開催日 平成 29 年 7 月 2 日(日)
- 5.財団事業開始日 平成 29 年 7 月 3 日(月)
- 6.財団資金募集方法等
  - 1)寄付の額 個人 1 口当り 10,000 円  
団体 1 団体当り 50,000 円
  - 2)募集期間 縁故募集 平成 29 年 2 月 1 日(水)～平成 29 年 6 月 26 日(月)  
一般募集 平成 29 年 1 月 11 日(水)～平成 29 年 6 月 26 日(月)
  - 3)寄付をお支払頂く日 平成 29 年 1 月 11 日(水)～平成 29 年 6 月 27 日(火)  
までをお願い致します。

上記拠出金は、全額本財団法人に組み入れる事になります。これを設立準備等の費用に使用する事はありません。財団法人の設立日までは呼び掛け人代表者 本多清二が一般財団法人発起準備室口座で責任をもって保管致します。なお、寄付をいただいた方々への税務上の優遇措置(税控除)はございませんのでご了承下さい。

本財団法人の設立ができない事が現実となった場合は、寄付をいただいた方々にご返金致します。寄付金受取口座は下記をご参照下さい。

- 4)寄付受取口座 金融機関名 :みずほ銀行  
支店名 :新宿中央支店  
口座番号:(普)4182130  
口座名義人 :一般財団法人発起準備室 代表者 本多清二